

医療情報取得加算について

当院では患者様に対して医療情報取得加算を算定しております。

マイナ保険証等の利用を通じて診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

令和6年6月1日より、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、下記の通り算定いたします。

■受診の際にマイナ保険証を利用する患者様

初診（月に 1 回）： 1 点 再診（3 カ月に 1 回）： 1 点

■受診の際にマイナ保険証を利用されない患者様

初診（月に 1 回）： 3 点 再診（3 カ月に 1 回）： 2 点

公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用に、ご理解とご協力をお願いいたします。

医療法人鹿神会 大野診療所

院長 神尾 浩司